

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年6月26日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	鈴木	篤男
同	堀内	重佳

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会学校教育課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年2月12日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年2月12日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 現在、一者随意契約で学校教育課が委託契約を締結している豊川市児童・生徒教育指導事業委員会、豊川市特色ある学校づくり推進事業委員会、豊川市現職研修委員会、豊川市学校保健会及び豊川市不登校対策委員会に関する業務について、業務の実施主体及び具体的な事業内容を明確にした上で、適正な実施・運営方法となるよう改善されたい。

なお、各委員会への委託契約に基づく支出金の使途については、学校教育課が積極的に適正な指導を行うとともに、各事業が最大限の効果が発揮できるよう管理監督を実施するよう改善されたい。

(イ) 豊川市児童・生徒教育指導事業委員会、豊川市現職研修委員会、豊川市学校保健会及び豊川市不登校対策委員会に関与している市職員等（教員含む）の職務専念義務の免除の取扱いについて、市教育委員会として法的な判断に基づく適正な事務に改善されたい。